

要で、体操やレクリエーションを行います。日程などは表のとおりです。

うたごえクラブ

月に一回、開催しています。音楽療法の講師の方に来ていただき、保育園児と一緒に懐かしい曲を歌ったり、簡単な楽器の演奏・手遊びなどを行います。六十歳以上の方が対象で、予約不要です。

	うたごえクラブ
時間	午前10時～午前11時
場所	青山保育園ホール
日程	11月10日(木)
	12月8日(木)
	1月12日(木)
	2月9日(木)
問合せ	総合福祉センター 北館さざんか 28・2088

町民による地域サロンの支援

町民の皆さまが自ら介護予防活動を進めることができるよう、住民主体のサロンの活動費を支援しています。

● 対象

- 町民が代表者であり、六十五歳以上の方が五人以上参加していること
- 月に一回以上、定期的にサロンを開催していること



元気はつらつサロンの様子

- サロン活動に対して、他の補助金を受けていないこと
- 町内の公民館や供用施設などの公的施設を活動の場としていること

● 補助金交付基準額

サロン活動を一回実施すること、三千五百円（一月当たり四回を上限）

現在、この制度を利用して地域サロン活動を実施しているグループは二つあります。

- ・ 第四火曜会（月一回、青山地区）
 - ・ スマイルクラブ（月一回、豊場地区）
- 町民の皆さまの活動により、身近で気軽な介護予防活動の場が増加します。閉じこもり防止、町民どうしの情報交

換、生きがいづくりにつながる活動を支援します。サロンの立ち上げ方や活動内容などのご相談は社会福祉協議会がお受けします▼問合せ 町社会福祉協議会 ☎29・0002



第4火曜会の様子

生活に関する支援

今年度から、介護予防・日常生活支援総合事業が始まっています。要介護認定を受けなくても、訪問型サービス、通所型サービス等の生活支援サービスの利用ができるようになりました。大きな病気や認知症などの状態がなくても、日常生活でのさまざまな生活援助や、体の機能を向上させるための機能訓練などが必要な場合があります。

介護予防・日常生活支援総合事業では、生活支援などを必要とする方が、要介護状態とならないよう、サービスを利用しながら自立した生活を送ることができるようサービスを提供しています。

● 対象となる方

六十五歳以上の町民の方で、チェックリスト（アンケート）により判定を受けた方。

● 利用できるサービス

- 訪問型サービス
ヘルパーやシルバー人材センター会員による生活援助（買物代行、掃除、洗濯等）
- 通所型サービス
デイサービスセンターなどで、生活機能を向上させるための機能訓練など
- ほっと安心宅配サービス
栄養摂取、食事の調理に支障がある方の栄養改善を目的とした、配食サービスの利用に対する補助（一食あたり百四十円）。

今回ご紹介した活動や支援について、興味や利用希望のある方は、地域包括支援センターにご連絡ください。

▼問合せ 地域包括支援センター ☎28・0932